

(公 印 省 略)
建 指 第 2 6 8 7 号
平 成 2 3 年 2 月 1 0 日

ひょうご・わが家の耐震改修推進協議会会員 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

平成22年度「わが家の耐震改修促進事業」の制度拡充について

余寒の候、貴団体におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、兵庫県の住宅耐震化促進施策として実施している、「わが家の耐震改修促進事業」の制度拡充を1月に行い、平成23年3月限りではありますが工事費補助に定額30万円/戸の補助を加算しています。耐震改修工事を行う際に、加算分と既存制度を併せると最大110万円の補助金を受けることができます。さらに神戸市、芦屋市、西宮市、川西市、宝塚市、豊岡市、明石市、姫路市、赤穂市、南あわじ市については市で上乗せ補助を実施しています。詳細については住宅所在地の市役所にお問い合わせ下さい。

また、これまでは申請と同じ年度内に工事完了することを補助金の交付条件にしていたが、今回の制度拡充に伴う申請に限り、申請の翌年度に工事完了することも可能としています。

この度の制度拡充は、補助金の増額、2カ年に渡る工事实施等有利な条件となっておりますので、貴団体会員への周知をよろしくお願いします。詳細については別添チラシでご確認下さい。不明な点がありましたら、下記の担当まで連絡下さい。

担当：兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課

防災耐震係 宮下、平田

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

電話 078-362-4340

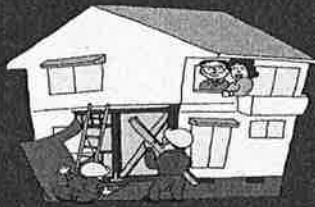
FAX 078-362-4455

平成23年1月から3月末まで、期間限定で制度を拡充します。

わが家の耐震改修促進事業

昭和56年5月以前に建てられた家にお住まいの方へ

制度拡充を活用し
「耐震改修工事」を
実施しませんか



<制度拡充内容>

1. 補助金額

住宅耐震改修工事費補助について、補助金を最大30万円（戸建住宅、共同住宅共）加算します。

2. 補助対象期間

平成23年3月31日までに住宅が所在する市町に申請書の提出が必要です。

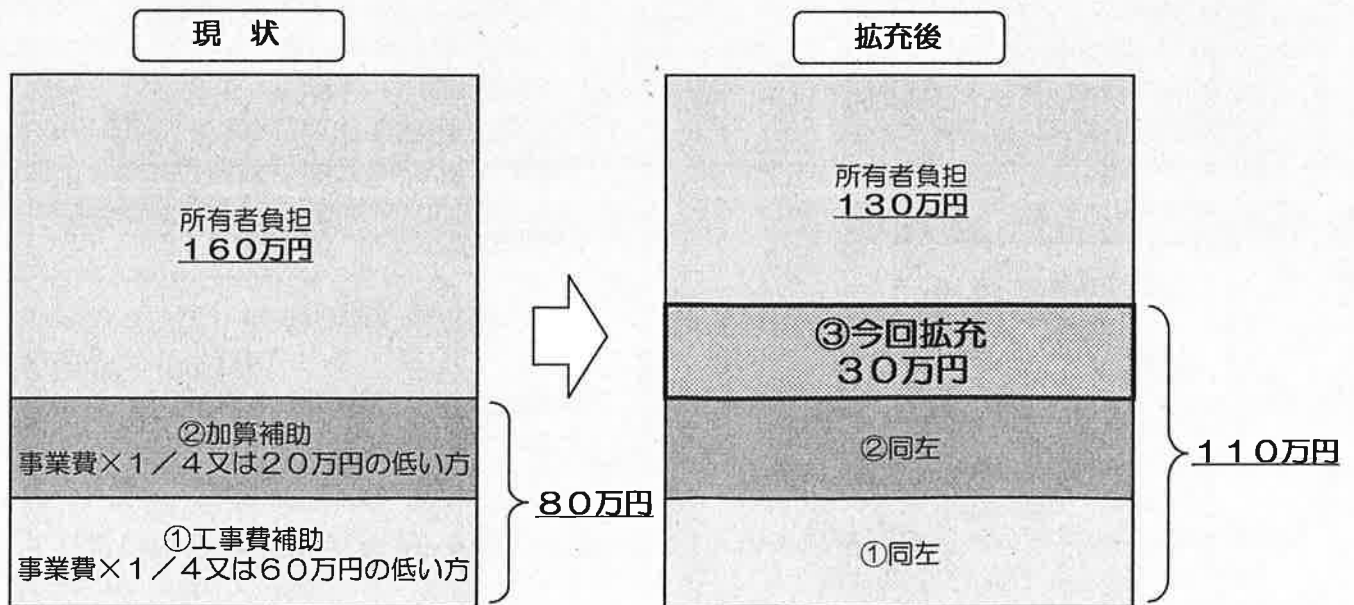
3. 受付件数

受付状況は、建築指導課のホームページに掲載します。

(<http://hyotaikeo.web.fc2.com/>)

予算に限りがありますので、申請状況により締切らせて頂く場合があります。

制度拡充により戸建住宅について、耐震改修工事費が240万円の場合、補助金額が80万円 ➡ 110万円に増額します。



お問い合わせは、県庁建築指導課 078-362-4340 まで

「わが家の耐震改修促進事業」(制度拡充)について

次の2つの補助メニューがあります。

1. 住宅耐震改修計画策定費補助

(1) 対象となる方

兵庫県内に対象となる住宅を所有し、耐震改修工事を意図される方(個人、法人でも可)。

(2) 対象となる住宅

下記の条件をすべて満たす住宅で、共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれます。

- ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- イ 違反建築物でないもの
- ウ 耐震診断の結果、下記の条件を満たすもの

区分		耐震基準
木造住宅		総合評点 1.0 未満
非木造	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(1次診断)	構造耐震指標(Is)が0.8 未満
	上記以外	構造耐震指標(Is)が0.6 未満

(3) 対象となる費用

安全性を確保するための耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用

(4) 補助金額

補助対象となる費用の3分の2以内とし、戸建住宅は20万円、共同住宅は12万円/戸に戸数を乗じた額を限度とします。

今回制度拡充した
補助メニュー

2. 住宅耐震改修工事費補助

(1) 対象となる方

兵庫県内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円(給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円)以下の県民の方(個人)

(2) 対象となる住宅

住宅耐震改修計画策定費補助と同様です。

(3) 対象となる費用

- ① 安全性を確保するための、次の工事(附带工事を含む)に要する費用
 - ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強
 - イ 屋根の軽量化
 - ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強
- ② 耐震診断で評点が0.7以上の木造戸建住宅において実施する次のいずれかの部分改修型工事に要する費用(平成21年度~)
 - ア 「非常に重い屋根」を「重い屋根」又は「軽い屋根」へ葺き替える屋根の軽量化工事
 - イ 一階四隅(出隅部)への耐震壁設置工事
 - ウ 一階出隅部の柱頭、柱脚における金物等による接合部補強工事
- ③ 居室耐震型(シムラ-型)工事に要する費用

(4) 補助金額

補助対象となる費用の4分の1以内とし、戸建住宅は60万円、共同住宅は20万円/戸に戸数を乗じた額を限度とします。

(5) 補助金額の加算(平成21年度~)

補助対象となる費用の4分の1以内、かつ、戸建住宅・共同住宅とも戸当たり20万円を上限に補助金額を加算します。(期間限定)

(6) 補助金額の加算【拡充分】

(平成22年度限り)

戸建住宅・共同住宅とも戸当たり30万円を上限に補助金額を加算します。

※兵庫県住宅再建共済制度に加入されている方または加入される方が対象となります。

※さらに、補助金額を加算している市町があります。詳しくは市役所等におたずね下さい。
※工事費補助を受けた場合は、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置もあります。